

違法設置の疑いのある昇降機に係るフォローアップ調査の状況について

平成25年12月17日  
住宅局建築指導課

1. 概要

過去に事故を起こした違法設置エレベーターの一部に使用されていたリフトの製造・出荷メーカーの製品のうち適法に利用されていることが確認できない物件、及びこれまで国土交通省へ違法設置エレベーターの疑いがあると情報提供があった物件に関して、関係特定行政庁に対して建築基準法令への適合状況等についてフォローアップ調査を依頼しておりましたが、今般、平成25年9月30日時点の状況を取りまとめましたので公表いたします。

2. 調査事項

- (1) 過去に事故を起こした違法設置エレベーターの一部に使用されていたリフトの製造・出荷メーカーの製品のうち適法に利用されていることが確認できない物件に関するフォローアップ調査（建築基準法令への適合状況等）
  - ①日本機器鋼業(株)が製造・出荷したリフトに関するフォローアップ調査
  - ②鈴木製機(株)が製造・出荷したリフトに関するフォローアップ調査
  - ③(株)河原が製造・出荷したリフトに関するフォローアップ調査
- (2) これまで国土交通省へ違法設置エレベーターの疑いがあると情報提供があった物件に関するフォローアップ調査（建築基準法令への適合状況等）
  - ・情報の多くは、労働基準監督署の立入検査の際に把握され、厚生労働省から国土交通省へ情報提供されたもの

3. 調査状況の概要（平成25年9月30日時点の都道府県からの報告による）

フォローアップ調査の状況は次のとおり（都道府県別の状況は別紙参照）

(1) ①日本機器鋼業(株)が製造・出荷したリフトに関するフォローアップ調査

|                             |      |        |
|-----------------------------|------|--------|
| フォローアップ調査対象台数               | 467台 | (468台) |
| 調査を実施し、結果が報告されたものの台数        | 467台 | (468台) |
| 調査の結果、建築基準法上「適法」とされたものの台数   | 36台  | (39台)  |
| 調査の結果、建築基準法上「違反あり」とされたものの台数 | 431台 | (429台) |
| うち、是正済台数                    | 102台 | (47台)  |
| うち、未是正台数                    | 329台 | (382台) |
| うち、未是正で使用停止としている台数          | 103台 | (115台) |
| うち、未是正で使用停止としていない台数         | 226台 | (267台) |

※（ ）書きは前回（平成25年3月31日時点）の調査結果（平成25年5月31日公表）  
 ※前回の調査以降に建築基準法適用対象外と確認されたものは、台数から除外  
 ※未是正物件329台のうち、是正計画書が提出されたものは157台

(1) ②鈴木製機(株)が製造・出荷したリフトに関するフォローアップ調査

|                             |      |        |
|-----------------------------|------|--------|
| フォローアップ調査対象台数               | 488台 | (488台) |
| 調査を実施し、結果が報告されたものの台数        | 486台 | (476台) |
| 調査の結果、建築基準法上「適法」とされたものの台数   | 13台  | (13台)  |
| 調査の結果、建築基準法上「違反あり」とされたものの台数 | 473台 | (463台) |
| うち、是正済台数                    | 90台  | (15台)  |
| うち、未是正台数                    | 383台 | (448台) |
| うち、未是正で使用停止としている台数          | 135台 | (136台) |
| うち、未是正で使用停止としていない台数         | 248台 | (312台) |

※（ ）書きは前回（平成25年3月31日時点）の調査結果（平成25年5月31日公表）  
 ※未是正物件383台のうち、是正計画書が提出されたものは97台

(1) ③株河原が製造・出荷したリフトに関するフォローアップ調査

|                             |      |        |
|-----------------------------|------|--------|
| フォローアップ調査対象台数               | 241台 | (244台) |
| 調査を実施し、結果が報告されたものの台数        | 239台 | (232台) |
| 調査の結果、建築基準法上「適法」とされたものの台数   | 15台  | (16台)  |
| 調査の結果、建築基準法上「違反あり」とされたものの台数 | 224台 | (216台) |
| うち、是正済台数                    | 26台  | (6台)   |
| うち、未是正台数                    | 198台 | (210台) |
| うち、未是正で使用停止としている台数          | 52台  | (55台)  |
| うち、未是正で使用停止としていない台数         | 146台 | (155台) |

※（ ）書きは前回（平成25年3月31日時点）の調査結果（平成25年5月31日公表）  
※前回の調査以降に建築基準法適用対象外と確認されたものは、台数から除外  
※未是正物件198台のうち、是正計画書が提出されたものは50台

(2) これまで国土交通省へ違法設置エレベーターの疑いがあると情報提供があった物件に関するフォローアップ調査

|                             |      |        |
|-----------------------------|------|--------|
| フォローアップ調査対象台数               | 696台 | (564台) |
| 調査を実施し、結果が報告されたものの台数        | 690台 | (552台) |
| 調査の結果、建築基準法上「適法」とされたものの台数   | 27台  | (25台)  |
| 調査の結果、建築基準法上「違反あり」とされたものの台数 | 663台 | (527台) |
| うち、是正済台数                    | 268台 | (223台) |
| うち、未是正台数                    | 395台 | (304台) |
| うち、未是正で使用停止としている台数          | 190台 | (165台) |
| うち、未是正で使用停止としていない台数         | 205台 | (139台) |

※（ ）書きは前回（平成25年3月31日時点）の調査結果（平成25年5月31日公表）  
※未是正物件395台のうち、是正計画書が提出されたものは78台

(参考) 上記4案件の合計

|                             |       |         |
|-----------------------------|-------|---------|
| フォローアップ調査対象台数               | 1892台 | (1764台) |
| 調査を実施し、結果が報告されたものの台数        | 1882台 | (1728台) |
| 調査の結果、建築基準法上「適法」とされたものの台数   | 91台   | (93台)   |
| 調査の結果、建築基準法上「違反あり」とされたものの台数 | 1791台 | (1635台) |
| うち、是正済台数                    | 486台  | (291台)  |
| うち、未是正台数                    | 1305台 | (1344台) |
| うち、未是正で使用停止としている台数          | 480台  | (471台)  |
| うち、未是正で使用停止としていない台数         | 825台  | (873台)  |

※（ ）書きは前回（平成25年3月31日時点）の調査結果（平成25年5月31日公表）  
※未是正物件1305台のうち、是正計画書が提出されたものは382台

4. その他

この結果を受け、違反物件の所有者等に対して使用停止や是正などの適切な措置を講じるよう、国土交通省より関係特定行政庁に改めて依頼したところです。

また、国土交通省では違法設置エレベーターに関する情報提供をお願いしています。

「国土交通省ホームページトップページ」 → 「違法エレベーター通報受付」  
[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_fr\\_000002.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr_000002.html)

問合せ先

国土交通省住宅局建築指導課 企画専門官 小野田 吉純 (内線 39564)  
係長 鳥谷 修平 (内線 39576)

代表 03-5253-8111 夜間直通 03-5253-8933、FAX 03-5253-1630